

河川一時使用届出書

令和 年 月 日

浜松河川国道事務所
平田出張所長 殿

届出者 住 所
団体名
代表者氏名
緊急時の連絡先 氏名
電話番号

以下のとおり、裏面の〔注意事項〕を承諾の上、提出します。

1. 河川の名称

一級河川 菊川水系 ○○川

2. 使用目的及び内容

3. 使用の場所

左岸 ・ 右岸 k 付近
(町 地先)

4. 使用期間

自 令和 年 月 日 時 分から
至 令和 年 月 日 時 分まで

(予備日)

自 令和 年 月 日 時 分から
至 令和 年 月 日 時 分まで

5. 使用人員、面積

大人 名 ・ 子供 名 合計 名 、 面積 約 m²

6. 仮設物設置の有無 有 ・ 無

7. その他

8. 添付資料 位置図 ・ 平面図 ・ その他参考となる資料

(裏面)

〔注意事項〕

1. 河川法その他関係する法令、条例、規則、慣行等を遵守すること。
2. 本届出の使用目的及び内容と異なる使用はしないこと。
3. 気象情報を十分把握して、河川の増水等安全に利用ができないおそれのある場合は使用しないこと。また、使用中に少しでも危険な状況が発生した場合は、速やかに河川外に避難すること。そのための避難経路等を予め確認しておくこと。
4. 水難、転倒、落下その他事故等が発生しないように対策を行い安全に注意して利用すること。
5. 他の利用者及び沿川住民に危害及び損害を及ぼすおそれがないように安全を確保し十分に注意して利用すること。
6. 本届出書は河川法の許可を与えたものではなく排他独占的な使用を認めたものでもないので、他の利用者の利用を妨げないように注意し、お互いに譲り合って利用すること。
7. 他の利用者及び沿川住民に迷惑をかけること。
8. 土地の掘削や盛土など土地の形状の変更はしないこと。また、原則、竹木の伐採及び採取等をしないこと。
9. 工作物を原則設置しないこと。仮設物を設置する場合は30分以内に撤収できる程度とすること。
10. ゴミ等を放置しないよう、河川の清潔の保持に努めること。
11. 火気を使用する場合は、直火を避け類焼防止措置をとり、火の始末に十分注意すること。また、使用後の焼却灰などは全て持ち帰ること。
12. 利用に際し第三者に危害及び損害を与えた場合その他紛争が発生した場合は、全て届出者の責任をもって解決すること。
13. 護岸等、河川管理施設を損傷した場合は、速やかに出張所に届け出てその指示に従うこと。
この場合において原状回復に要する費用は、届出者の負担とする。
14. その他使用場所にかかると特記事項
 - イ. 原則、駐車場としての高水敷への乗入れはしないこと。
 - ロ. 河川管理用通路利用のため、車止めの鍵を貸与された場合は、必ず出入の都度開閉すること。また、使用後は直ちに出張所に返却すること。

◎「雨量」「水位」の情報提供
インターネット <https://www.river.go.jp/>



QRコード

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 平田出張所

菊川市嶺田300 TEL 0537-73-2051 FAX 0537-73-2969 メール cbr-s854481@mlit.go.jp